

## 具体的な対応について②

(支援の必要性の高い子どもやその保護者、家庭への在宅支援、  
社会的養護(代替養育)の提供)

## 4-1. 支援の必要性の高い子どもやその保護者、家庭への在宅支援

- 子どもが家庭において心身ともに健やかに養育されるよう、支援の必要性の高い子どもやその保護者、家庭に対して在宅支援が行き届くようにするため、児童相談所が、
  - ・ 在宅支援の提供について、必要に応じて市区町村とも連携しながらプラン作成等を通して丁寧に方針を確認・検討・精査した上で
  - ・ 児童家庭支援センター、市区町村とともに在宅指導措置が積極的に行われるよう、予算の在り方も含めて、検討を行う。（3～5 ページ）
- 措置解除後の対応についても、児童相談所は市区町村、児童家庭支援センターとともにプラン作成等を通して方針を確認・検討・精査が必要である。（3、5 ページ）
- 支援の必要性の高い子どもやその保護者、家庭に対し、在宅指導措置、入所等措置、市区町村等による家庭・養育環境への支援などが必要に応じて組み合わせることで包括的に提供されるようにする。（4～6 ページ）
- 身体的ケア、医療的ケア、メンタルヘルスへの対応が必要な児童などへの対応を考える必要がある。（7 ページ）
- 若年妊産婦への支援を図りつつ、母子生活支援施設や乳児院、その他の法人などを活用し、支援の必要性の高い妊産婦に滞在型の支援も含め必要な支援が行き届くようにする。（8、9 ページ）
- 保護者支援（保護者支援プログラム等）について、地域でより一層提供されるための体制整備が行われるようにする。また、在宅にいるが支援の必要性の高い子どもに必要な支援（心理的治療など）が提供されるようにする。（10、11 ページ）
- こうした在宅支援の提供が確実に成されるよう、児童家庭支援センターの整備を進める。

# 児童相談所のソーシャルワークについて

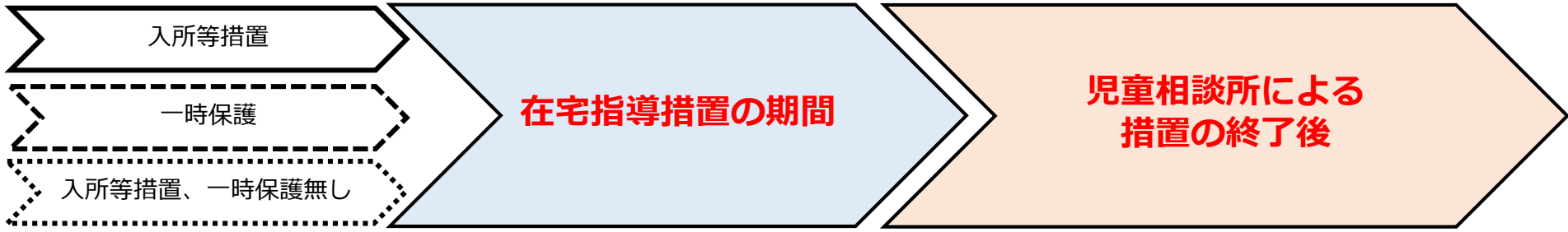
- 市町村による家庭・養育環境を支える支援の方向性を強化する一方で、施設入所措置や一時保護を解除した直後などの虐待リスクが高く支援の必要性の高い世帯やその子どもについては、引き続き児童相談所が中核となって対応する必要がある。
- その際、児童相談所には、世帯や子どもの状況を的確に把握したうえで、
  - ・ 必要な在宅指導措置や、場合によっては一時保護や入所等措置を行うこと
  - ・ 家庭・子どもの状況の維持・改善のため、市町村の家庭・養育環境を支える支援も含めた様々な支援をコーディネートすることが求められるが、これらを場当たりの対応ではなく、しっかりと見通しを持った対応としていく必要がある。
- このため、個別ケース毎に作成される児童相談所の援助方針について、要対協なども活用しつつ市町村等の支援関係者と協議して支援の見通しも含めて方針を作成すること、援助内容に市町村による家庭・養育環境を支える支援も組み込むこと、定期的に見直すこと等を法令・児相運営指針等に位置づけて対応を促進してはどうか。
  - ※ 例えば、在宅での対応を行う場合、どのような支援をいつまで提供するのか、どういう状況になれば入所等措置を行うのか、を援助方針作成を通して、支援関係者、世帯や子どもと検討・共有することが考えられる。
- また、支援の必要性の高いケースに係る児童相談所の主体的なマネジメントを促進する観点から、措置や一時保護を解除する場合には、現行の児相運営指針も踏まえ、在宅指導措置を講ずる運用を徹底してはどうか。措置終了後は、市区町村で作成される「サポートプラン」(仮称)に継承するものとしてはどうか。

## 在宅指導措置、児童相談所と市区町村の包括的対応について

- 虐待相談対応件数が右肩上がりとなっている中で、入所等措置の件数は一定程度に止まり、在宅での対応が大半になっている。こうした状況に適切に対応するためには、社会的養育推進計画の見直し(P16参照)とあわせ、
    - ・ 在宅指導措置を確実に実施していくこと
    - ・ 市区町村や児童家庭支援センター等の民間機関による的確な指導・支援を行っていくことが必要である。
  
  - 在宅指導措置については、在宅の世帯や子どもの状況を確実に把握を続けるとともに、適切に指導を行う観点から、一時保護した後に在宅での対応となった場合はもちろん、
    - ・ 一時保護に至らなかった場合や
    - ・ 入所等措置を行った際の家庭への対応が必要な場合、
    - ・ 入所等措置を解除した場合などにおいても積極的に活用する運用としてはどうか。
  
  - 市区町村による家庭・養育環境を支える支援の強化を踏まえ、児童相談所が市区町村による支援(※)が適切と考える場合には、児童相談所によるケースマネジメントの一環として市区町村による当該支援の積極的な実施を図ることとしてはどうか。(イメージは5ページ)
- ※ 保育所や児童発達支援センターといった通所型の支援、子育て短期支援事業といったレスパイト支援、訪問型の支援や親子関係の支援、学校や家庭以外の子どもの居場所支援といった家庭・養育環境の支援(児童家庭支援センターを活用して整備したものを含む)。
- また、児童相談所や市区町村といった行政機関による在宅指導措置だけでなく、児童家庭支援センターを活用し、より多くの必要とされるケースに適切に在宅指導措置が提供されるようにしてはどうか。これに合わせて、民間に委託した場合の在宅指導措置の費用の在り方を検討してはどうか。

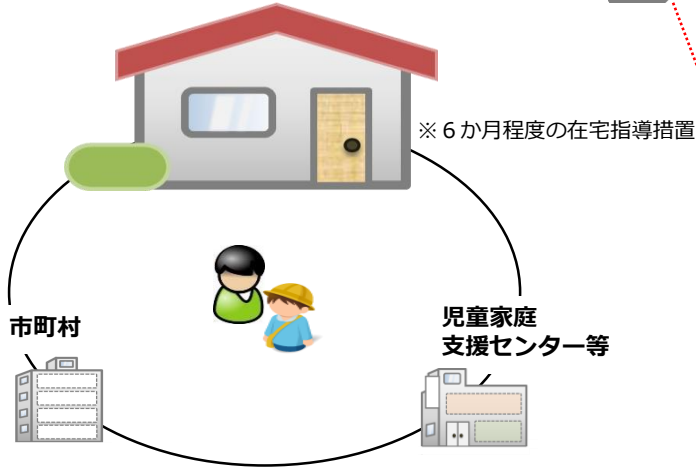
# 児童相談所と市区町村の包括的対応のイメージ

- 切れ目の無い支援を行っていくためには、リスクの程度に応じて児童相談所・市区町村が連携し、それぞれの支援ツールをうまく組み合わせて展開していくことが必要。
- 特に両者の最適な組み合わせが必要と考えられる措置等解除・在宅への移行の過渡期を念頭に、都道府県(児童相談所)によるケースマネジメントの一環として、市区町村による家庭支援も包括的に提供できる構成としてはどうか。

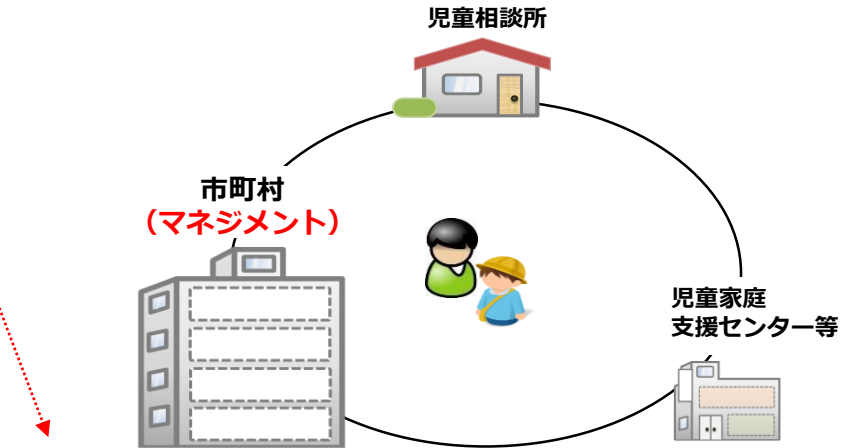


- ①市町村等と協議し援助方針の策定、定期的な見直し
- ②継続的な在宅指導措置

## 児童相談所 (マネジメント)



市町村による家庭・養育環境支援  
(通所型支援、レスパイト支援、訪問支援、親子関係支援 等)



市町村による家庭・養育環境支援  
(通所型支援、レスパイト支援、訪問支援、親子関係支援 等)

# (参考)市区町村と都道府県の役割と責務の整理

- 平成28年の児童福祉法改正において、以下のとおり、市区町村と都道府県の関係は整理されている。
  - ・ 市区町村は、身近な場所における家庭養育に関する支援を行うものであり、一方、
  - ・ 都道府県は、親子分離等を行う一時保護を含めた行政権限を活用しつつ、子どもの安全安心を図りながら、家庭に対する専門的な支援を行っていくもの。

<参考>児童福祉法等の一部を改正する法律の公布について（通知）（平成28年6月3日雇児発0603第1号） 抜粋

## 3 市区町村・都道府県・国の役割と責務の明確化

### (2) 改正の概要

以下の内容を児童福祉法第3条の3に規定する。

- ① 市区町村は、基礎的な地方公共団体として、児童の身近な場所における児童の福祉に関する支援等に係る業務を適切に行うこととする（児童福祉法第3条の3第1項）。例えば、施設入所等の措置を採るに至らなかった児童への在宅支援を中心となって行うなど、身近な場所で児童や保護者を継続的に支援し、児童虐待の発生予防等を図る。
- ② 都道府県は、市区町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、専門的な知識及び技術（以下「知識等」という。）並びに各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な業務として、児童の福祉に関する業務を適切に行うこととする（同法第3条の3第2項）。例えば、一時保護や施設入所等、行政処分としての措置等を行う。

## 7 児童相談所から市区町村への事案送致等

### (1) 改正の趣旨

児童虐待の対応については、①市区町村は、在宅支援や子育て支援事業等、児童や保護者の身近な場所における支援を、②児童相談所は、立入調査や一時保護、施設入所等の措置等の行政権限を活用しつつ、児童や保護者に対する専門的な支援を行うこととしている（以下略）

- こうした中で、今般検討している市区町村の権限に関する仕組みは、市区町村が支援を可能な限り結びつけることを可能とすることを目的とするものであり、一定の必要性が認められる層に対して行われることを想定している。

そして、この考えられる「必要性が認められる層」は、報告があった子ども等の要保護対策地域協議会のリストに載っている家庭や、保護者に障害や疾病があり契約能力に欠いている場合などが考えられるが、今後、実例を踏まえつつ検討を重ねていく。

なお、保育の利用勧奨・措置の対象は、保護者に障害がある場合等の自力で利用申込み等ができない家庭や、保護者が育児に関心が無い等のネグレクトが疑われたり、虐待の恐れのある家庭等が考えられる。

- これにより、例えば、要保護対策地域協議会のリストに載る家庭について、利用の勧奨を行い、それでも支援を受けることが困難な場合、他の福祉制度における措置（行政処分）と同様に、市区町村の責任において、この家庭に支援を利用するよう働きかけることが可能になるもの。そして、それでも当該家庭が支援を利用せず、状態が改善しない場合など、児童相談所による在宅指導や一時保護、入所等措置といった介入が必要と判断される事案については、市区町村と都道府県が連携して対応していくものと考えている。

# 身体的ケア、医療的ケア、メンタルヘルスへの対応が必要な児童について

- 社会的養護を必要とする児童のうち、障害等のある者が4割を占めている。
- 子育て世帯や子どもが、適切な医療や発達障害児支援も含めた障害児支援に結びつくことにより、子どもの健全な育ちとともに子育ての負担や悩みの軽減につながると考えられる。
- こうした中で、
  - ・ 市区町村における家庭・養育環境を支える支援体制の構築において、発達障害児を含む障害のある子どもも念頭に、通所型の支援やレスパイトの支援について、医療との連携を図ることをより推進してはどうか。
  - ・ 児童相談所が在宅での支援を考える場合において、通所型の支援として、児童発達支援センター等の積極的な活用を考えるよう、運用の見直しをしてはどうか。また、通所型の支援として保育所を考える場合や在宅への支援として、児童発達支援センターによる保育所等訪問支援などの積極的な活用を促してはどうか。
- 加えて、児童発達支援センターについては、地域における障害のある子どもに対する中核的な療育支援機関として、その役割・機能を具体化していくとともに、高い専門性が発揮できるよう、そのあり方を見直してはどうか。  
また、医療的ケアを必要とする障害児については、令和3年4月の障害福祉サービス等報酬改定において、事業所受け入れの促進のための措置を講じたところであり、その活用を促してはどうか。

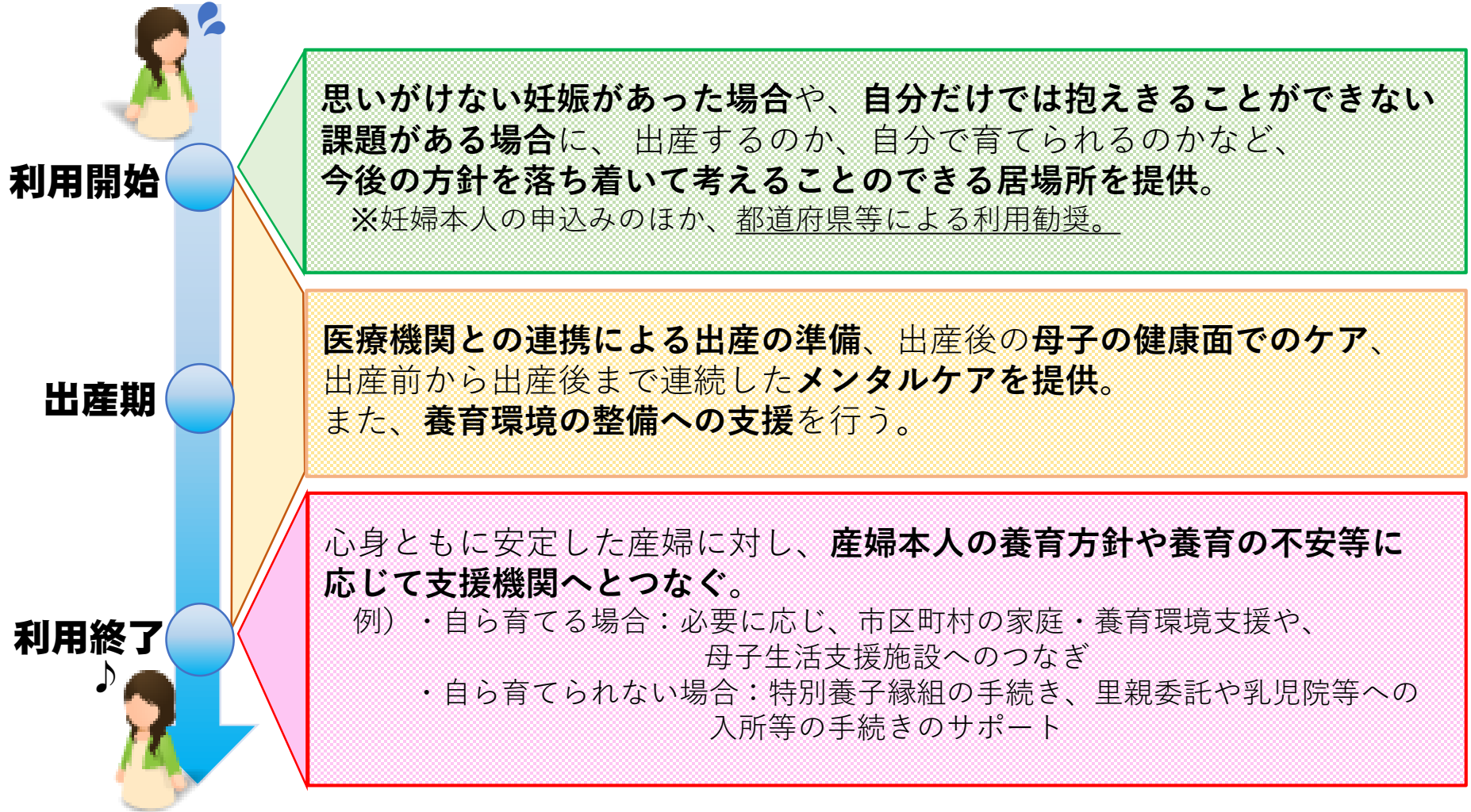
## 支援の必要性の高い妊産婦への支援について

- 妊産婦への支援としては、母子保健による妊娠届の後、ポピュレーション・アプローチの観点から妊婦健診や産前産後ケアの提供が成されているが、より支援を必要とする妊婦への具体的な支援は、制度に位置づけのない補助事業（産前・産後母子支援事業）による他、各地のNPO法人などが率先して独自に対応している状況である。
- 支援を必要としている妊婦については、先進事例を確認すると、以下が一体的に必要なと考えられる。
  - ・ 身近にアクセス・相談ができること、
  - ・ 必要な場合に、入所させ、妊婦本人の居場所と生活支援の提供ができること
  - ・ （連携などにより）出産の体制を取ることができること
  - ・ （出産後の対応として）産婦の生活の支援、子どもの成育環境の支援へのつながりができること
- このため、以下を行う妊婦支援事業を制度に位置づけてはどうか。
  - ・ 相談・把握
  - ・ 妊婦を訪問又は通わせ、必要な場合には入所させ、妊娠や今後の生活についての寄り添い支援、心理面のケア
  - ・ 医療機関との連携による出産準備の支援
  - ・ 出産後の子どもの養育環境整備と産婦の生活の支援のための関係機関へのつながり（自ら育てる場合、自ら育てない場合のそれぞれの対応）



# 支援の必要性の高い妊産婦への支援について

○ 予期せぬ妊娠などにより支援が必要と考えられる妊婦に対し、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村が、申し込みがあった時点から出産後一定期間経過までの間、支援の必要に応じて入所も可能な形で妊娠に関する相談や生活支援等を行う妊婦支援事業(仮称)を制度に位置づける。



# 保護者、支援の必要性の高い子どもへの支援について

- 保護者支援は、次の2類型がある。
  - ・ 児童相談所により行われるもの
  - ・ 親子の再統合を支援する事業(保護者支援プログラムなど)を活用し民間資源により行われているもの
- まず、保護者支援については、(その必要性を援助方針の作成過程において判断しつつ)必要とされる保護者に確実に実施されるよう、制度上の明確化を図るべきではないか。
- その上で、児童相談所により行われる保護者支援は、児童相談所に配置されている心理職が専門的知識を活用して対応できるよう、体制の確保や研修の実施が必要ではないか。そして、この場合において、心理職の体制確保については児童相談所の体制確保を進めていく中で、計画的に取り組むこととしてはどうか。
- 加えて、親子関係のリスク状況に応じて、市区町村による子育て支援事業の家庭環境・養育環境支援の親子関係支援や、都道府県が実施する親子再統合支援事業(保護者支援プログラムなど)を適宜適切に活用することができるよう、体制整備が必要ではないか。
- 具体的には、家庭環境・養育環境支援における親子関係の支援事業の整備を進めつつ(第33回資料参照)、
  - ・ 親子再統合支援事業については都道府県が整備を進めることに努めなければならないものとし、
  - ・ 整備状況の見える化と整備促進を図ることができる仕組み(例:整備計画の作成、計画に基づく支援)が必要ではないか。

※親子再統合支援とは、虐待や親子分離などにより傷ついた親子関係の修復を支援する取り組み。
- また、保護者への支援の一方で、子どもの状態や置かれている環境、子どもの意見を勘案し、以下が提供されるように環境の整備を図るのではないか。
  - ・ 保育所や児童発達支援センターといった通所型の子育て支援の活用
  - ・ 家や学校に居場所のない子どもの居場所の活用
  - ・ 子育て短期支援事業
  - ・ 社会的養育経験者の自立支援
- 更に、こうした支援の提供に当たっては、子どもの持つ特性に適切に対応可能とするため、医療機関との連携がより推進されるような仕組みを考えるべきではないか。

# 保護者支援について

- 虐待のあった家庭の児童及び保護者の関係性の構築を目指す、親子再統合支援事業を以下のように創設する。
  - ①事業を都道府県の責務として法定化。
  - ②事業実施のために必要な体制整備につき、計画の作成を求め、また支援を行う。
- 児童相談所の心理職等による専門的な支援の提供や、民間資源を活用して実施。
- 市町村が実施する親子関係形成支援と連携し、親子関係の支援の必要性に応じて事業を実施する。

## 対応（案）

### <現状の課題>

- 保護者支援プログラムなどを活用して保護者支援を行っている民間団体など、支援の担い手が少ない。
- 親子の関係性の構築のために必要と思われる支援が、十分な量行き届いていない。

### (考えられる背景)

- 親子関係の再統合を担う責任の所在が制度上曖昧。
- 対応可能な心理職の配置計画が決められていないなど、整備量が不十分。

- ① 親子再統合事業を児童福祉法上に規定する。（都道府県の事業として法定化。）
- ② 上記事業を着実に取組むことができるよう、都道府県に 体制整備のための計画策定を求め、また支援を行う。

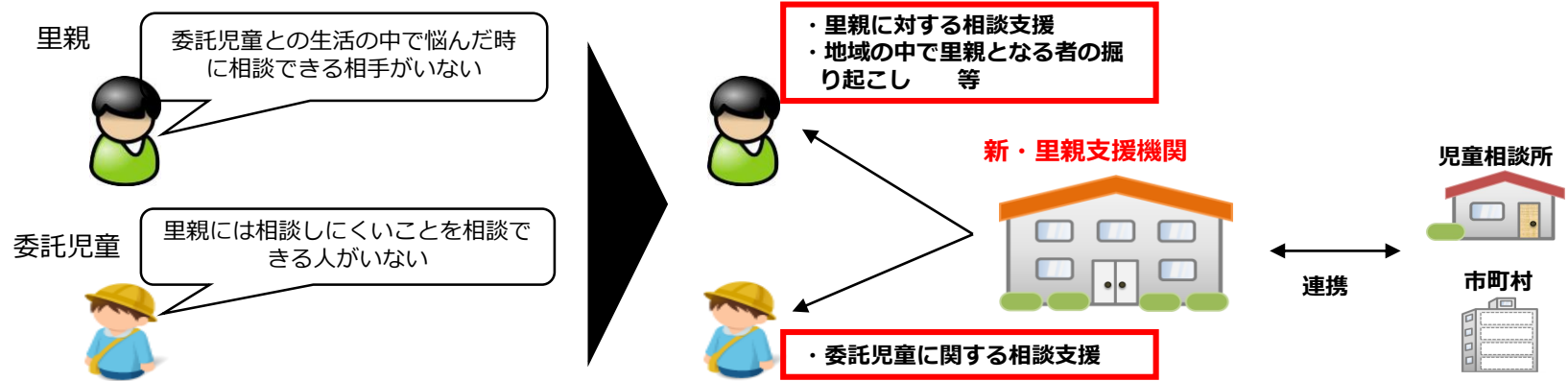
## 4-2. 社会的養護(代替養育)の提供

- 一時保護の適正手続きの確保や環境の改善について「児童相談所における一時保護の手続き等の在り方に関する検討会とりまとめ」に則って検討する。
- 就学していないと措置が解除されていることの現状把握と早急な対応を考える必要がある。
- 里親支援については里親のリクルートから里親委託・委託後の養育支援まであり、里親とともに子どもの養育を担うものである。効果的なフォスタリング機能の実現に向け、都道府県の役割の明確化や体制整備を検討する。(13ページ)
- また、ファミリーホームの役割・在り方・必要な体制(委託児童数など)について、ケアニーズに応じたものとなるよう、検討する。(14ページ)
- 施設は、十分な体制の確保を図りつつ、対応が困難な子どもに対応できるようにしていく必要がある。児童養護施設や乳児院等の多機能化・高機能化を進めるための仕組みを検討する。(15ページ)
- 児童自立支援施設は医療と心理的ケアを必須とする体制を考える必要がある。(15ページ)
- 大半のケースが在宅での対応となっている中で、どこまで在宅で対応すべきなのか等の視点を持ち、都道府県が適切にニーズを把握する必要がある。乳幼児を優先した家庭養育の推進、社会的養護の資源の整備・質の向上が計画的に進むよう、予算の仕組みも含め、社会的養育推進計画の在り方について検討を行う必要がある。(16ページ)

# 里親支援について

- 里親は、社会的養護が必要な児童に対して個々の里親実施者が取り組んでいるが、担う役割は児童養護施設等と同様に多岐に渡り、里親が行う養育に関する最低基準の維持を考えれば、本来であれば、チーム・ケアを行うことができる環境が必要である。このため、里親支援機関の充実が必要である。
- 里親支援機関は、里親の家庭・養育環境をより良くする機能と里親に委託された児童の成育をより良いものとする機能の2つを併せ持ち、家庭養育優先原則を推進することによる地域の児童の養育環境の向上にも資することから、児童福祉施設として位置づけてはどうか。
- この里親支援機関は、都道府県の里親に関する業務(里親支援事業)を行う機関とし、児童相談所や市区町村に協力を求めることができることとしてはどうか。
- また、施設により実現しているチームケアと里親と里親支援機関により実現されるチームケアとを比較し、どちらもそれぞれの「養育に関する最低基準」の維持を図っている点などを踏まえ、里親支援機関の要する費用の在り方について検討してはどうか。

## 里親支援機関の役割について

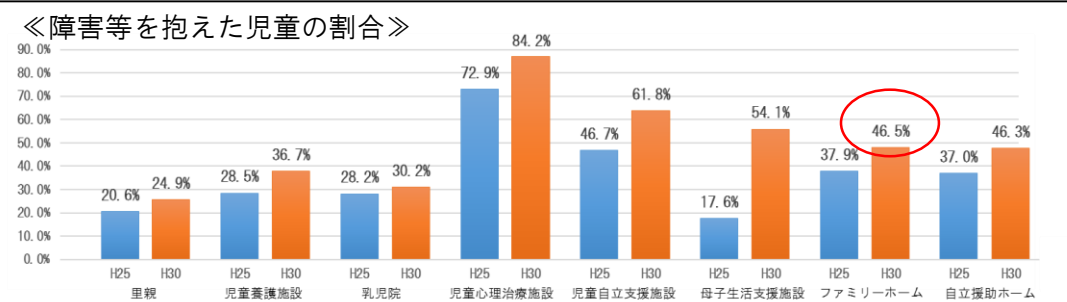
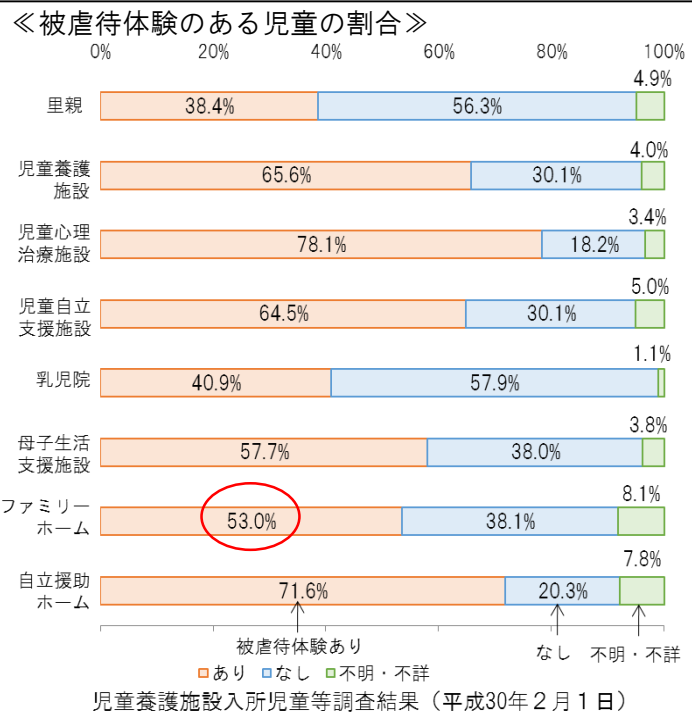


※新・里親支援機関は、児童養護施設等における養育と同様、里親とともにチームケアで委託児童の養育に取り組むことで、里親や委託児童、両者の関係性に課題がある場合であっても、養育に関する最低基準の維持が果たせるようにするための役割を發揮するものとして位置づけることを想定。

また、こうした役割を確実に果たすことができるよう児童福祉施設として位置づけて質を確保することや、こうした役割・機能等を踏まえて費用負担の在り方を検討。

# ファミリーホームについて

- ファミリーホームは、委託に係る児童について、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行うこととされている。そして、2人の養育者及び1人以上の補助者又は1人の養育者及び2人以上の補助者により提供される旨、規定されている。
- ファミリーホームについては、ケアニーズの高い困難な事例を扱うケースが多いことから、そのケースに適切に対応可能な体制を構築することができるよう、支援に携わる者の充実を可能としていく必要があるのではないか。
- また、養育を行う児童に要する費用について、児童の数はその地域の状況や周囲の養育資源の状況に応じて変化が多くなること等を勘案し、一定程度の変化に臨機応変に対応できるようにする必要があるのではないか。



○障害等のある児童数（里親・児童養護施設・乳児院・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・ファミリーホーム・自立援助ホームの総数）

	総数	心身の状況(重複回答)																					
		該当あり	身体虚勢	肢体不自由	重度心身障害	視覚障害	聴覚障害	障害障害	言語障害	知的障害	てんかん	外傷後ストレス障害(PTSD)	反応性束縛障害	注意欠陥多動性障害(ADHD)	学習障害(LD)	広汎性発達障害(自閉性スペクトラム)	チック	吃音症	発達性強迫性障害	高次脳機能障害	その他の障害等	LGBT	
H30	45,551	17,961	881	208	46		247	142	360	5,144	467	599	2,494	3,914	758	4,235	454	240	207	44	2,568	51	
H25	47,776	13,569	1,357	250		386			504	5,043	563		2,242	591	2,764		106	9.3%	0.5%	0.5%	0.1%	4,002	0.1%
H20	48,154	11,655	1,771	300		417			618	3,940	586		1,249	526	1,374							3,904	
H15	45,407	9,181	1,731	274		365			696	3,147	591			816								3,834	
H10	41,257	4,811	1,464	262		358			445	1,417	544			188								1,605	
	100.0%	11.7%	3.9%	0.6%		0.9%			1.1%	3.4%	1.3%											3.9%	

ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より、赤字部分については、平成30年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。 児童養護施設入所児童等調査結果

## 《参考》人員配置基準の比較

	ファミリーホーム	地域小規模児童養護施設
定員	5～6名	4～6名
人員配置基準	養育者2人＋補助者1人以上 又は 養育者1人＋補助者2人以上	児童指導員 保育士 常勤2～5人 ＋ 非常勤1人

# 多機能化・高機能化について

- 施設は地域の社会的養護の中核拠点として活動していくことが期待される。そうした観点から、多くの機能を果たし、多くの支援の資源を地域に提供することができるよう、
  - ・ 市区町村により展開される、家庭・養育環境を支援する事業、
  - ・ 社会的養育を推進する事業、を施設が請け負うことが可能となるように、規制緩和などを積極的に行ってはどうか。
- また、対応が困難な子どもに適切に対応できるよう、そのために必要な専門職の確保等に基準を設定した上での適正な評価が必要ではないか。
- 一方で、児童心理治療施設や児童自立支援施設、障害児施設も含めた児童福祉施設について、時代ニーズに応じた機能を果たすという観点から、施設の機能と果たす役割、それを支える措置費の在り方について、今後議論が必要ではないか。

## 課題①

市町村事業を担うこと等を通じて地域の社会的養護の拠点となることが期待されているが、**本来業務以外の取組を行うことの根拠が不明確であること等により**、地域での活動が限定的。



## 対応① 多機能化

施設等が、

- ・ 市区町村による家庭・養育環境を支援する事業
- ・ 社会的養育を推進する事業

等を**受託して実施することが可能であることを法令等において明確化。**

## 課題②

専門職による手厚いケアが必要なケースへの対応を行うことが期待されているが、**費用が発生する専門職配置や専門機関等との連携体制構築が進まず**、体制が不十分。



## 対応② 高機能化

施設等が行った、

- ・ 心理職等の専門職員の配置
- ・ 発達支援センター、医療機関等との連携体制構築

について基準を定めた上での**適正な評価。**  
※各施設の機能、役割等について継続検討。

## 課題③

障害児施設だけでなく、自立支援施設等の児童福祉施設等でも障害児の受入れが増加している傾向の中、各施設の制度上の位置づけ・役割が従来のままであり、児童の状態に合わせた適切な養育が難しい場合が存在。



## 対応③

各施設の機能や役割等について、支援対象児童の状態像や支援体制の実態を踏まえつつ、継続的に検討。

# 社会的養育推進計画について

- 平成28年の児童福祉法改正を契機として、家庭養育優先原則が明確なものとされ、また、保護等された事案についてその大半が在宅での対応となっている現状がある。
- こうしたことを踏まえ、以下がより一層求められている。
  - ・ 適切な里親委託、入所等措置の実現のための里親と施設整備の推進
  - ・ 在宅にあっても適切な指導・支援が提供される環境の整備
- 加えて、児童の権利擁護の必要性の高まりを受けて、アドボカシーの担保、自立支援の確実な実施といった新たな視点の支援も必要になるとともに、社会的養護を取り巻く環境整備自体が求められるようになってきている。
- こうした中で、社会的養育推進計画について、資源の計画的な整備方針のための計画とし、整備状況の一層の見える化を図るようにはどうか。これに伴い、里親数、施設数に加え、児童家庭支援センターや里親支援機関、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーの体制などについても計画の中に位置づけて整備を進めることとしてはどうか。
- こうした環境整備をより確実に推進する観点から、体制整備のための取組を制度に位置づけることが必要ではないか。

## <現状の課題>

- 里親の推進に向けた数値目標（75%等）は一部あるものの、**里親や施設の数、具体的な取組やそれに係る目標等が不明確。**
- 関係機関の整備は地方公共団体の補助金による対応が中心。**ニーズに併せた体制構築が困難。**

## 対応（案）

- ①社会的養育推進計画について、整備状況の一層の見える化。**児童家庭支援センターや里親支援機関、自立支援の役割を担う機関、アドボカシーの体制等も明記。**
- ②掲げた目標に向けて着実に取組むことができるよう、**体制整備のための取組を制度に位置づける。**

適切な里親委託、入所等措置の実現のための里親と施設整備の推進

在宅にあっても適切な指導・支援が提供される環境の整備



# (参考) 現行の社会的養育推進計画

## 都道府県推進計画の記載事項

- (1) 都道府県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像
- (2) 当事者である子どもの権利擁護の取組（意見聴取・アドボカシー）
- (3) 市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組
- (4) 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み
- (5) 里親等への委託の推進に向けた取組
- (6) パーマネンシー保障としての特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組
- (7) 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組
- (8) 一時保護改革に向けた取組
- (9) 社会的養護自立支援の推進に向けた取組
- (10) 児童相談所の強化等に向けた取組
- (11) 留意事項

## 里親等への委託の推進に向けた取組

**都道府県**は国の目標を踏まえ、里親等委託率の「数値目標」と「達成期限」を設定

### 里親等への委託の推進に向けた取組

里親やファミリーホームへの委託子ども数の見込み  
（計画策定に当たっての留意点）

○ **国**においては、

「概ね7年以内（3歳未満は概ね5年以内）に乳幼児の里親等委託率75%以上」、「概ね10年以内に学童期以降の里親等委託率50%以上」の実現に向けて、**取組を推進**する。

○ **都道府県**においては、これまでの地域の実情は踏まえつつも、

① 子どもの権利や子どもの最善の利益はどの地域においても実現されるべきものであること、及び

② 上述した数値目標

を十分に念頭に置き、個々の子どもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とする子どもの見込み等を踏まえ、数値目標と達成期限を設定する。

なお、数値目標の設定は、（中略）児童相談所における「家庭養育優先原則」を十分踏まえたアセスメントの結果によって、子どもの最善の利益の観点から行われるものであって、里親等委託率の数値目標達成のために機械的に措置が行われるべきものではない。

○ **国**としては、必要な**支援策を講じる**とともに、**委託率の引き上げの進捗と子どもの状況について丁寧にフォロー**の上、都道府県の**代替養育を必要とする子どもの状況や里親等委託の取組状況を評価**し、**支援の在り方や進め方について検証**する。**進捗状況は、毎年、公表**する。